

平成30年11月20日

陳情第147号

茨城県知事ほか東海第二原発周辺5市村の首長へ再稼働反対の意思表明を要請する意見書の提出を求める陳情

茨城県知事ほか東海第二原発周辺5市村の首長へ再稼働反対の意思表明を要請する意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

既にご存知と思いますが、日本原子力発電所（以下日本原電と称する）所有の茨城県東海村にある東海第二原子力発電所（以下東海第二原発と称する）の再稼働が現実のものになってきております。原子力規制委員会（以下規制委員会と称する）は今年の7月に規制基準に適合しているとして、日本原電の設置許可申請を承認しました。東海第二原発は今年の11月27日に40年の寿命を迎えますが日本原電は更に20年の稼働延長を申請し、規制委員会はそれを11月7日に承認しました。

しかし、東海第二原発は7年半前に事故を起こした福島第一原子力発電所と同形式の老朽原発であり、巨大地震のリスクも高まるなか、専門家からもその危険性について種々の指摘があり、規制委員会の承認について疑問視されています。そして、近隣の多くの自治体が運転延長や再稼働に反対する意見書等を議会で可決しています。また、東海第二原発から30キロ圏内に位置し、再稼働について事前了解権を取り付けている6自治体の中では、先日、那珂市市長が再稼働反対の意思表明をされました。

小田原市も福島第一原子力発電所事故の際には、足柄茶に放射能が検出され、2011年産のお茶が出荷できなくなり、市の農産業への影響や市民の不安を巻き起こしました。

東海第二原発は小田原市から直線距離約180キロにあり、福島第一原子力発電所までの距離の約半分です。もし東海第二原発で福島第一原子力発電所と同様な事故が起きた場合、私たち小田原市の受ける被害は福島第一原子力発電所事故時以上の甚大なものになる恐れがあります。

茨城県、および那珂市と同様に東海第二原発の再稼働について事前了解権を取り付けているほかの5市村の首長に、再稼働反対の意思表明をしていただくことにより、小田原市を含め、神奈川県西地域における放射能汚染被害の未然防止に貢献できます。

【陳情項目】

茨城県知事、東海村長、水戸市長、ひたちなか市長、日立市長、常陸太田市長宛てに、東海第二原発再稼働反対の意思表明を求める意見書を提出する事

平成30年11月20日

小田原市議会議長
加藤 仁司 様

提出者

小田原市新屋14-11
さよなら原発小田原
代表 小林 恵二 ㊞
南足柄市塚原4949-141
さよなら原発小田原
副代表 大久保 徹夫 ㊞